

韓国における企業の社会的責任としての森づくり活動の展開

○曹 禎敏(和歌山大学観光学研究科)・大浦 由美(和歌山大学)

はじめに

2000年代以降、韓国においても「企業の社会的責任(以下、CSR)」が意識されるようになり、様々な取り組みが行われている。こうしたなかで、自然保全に対する国民の強い要望(全経連, 2009)を背景に、多くの企業が森林を媒介として社会との接点を作ろうとしている(金, 2014)。また、2010年の「低炭素緑色基本法」制定により、山林を炭素吸収源として認定する「炭素相殺制度」(2013)が施行され、山林関連事業は企業にとって重要な事業として認識されるようになった。

本報告では、韓国におけるCSR活動としての森づくり活動の意義を明らかにする研究の一環として、特に多くの企業が関わる契機となっている「炭素相殺事業」に着目し、その現状およびCSR活動としての森づくり活動に与える影響と課題について明らかにすることを目的とする。

研究方法

第一に、韓国における山林造成(森づくり)政策の展開および企業が森づくりに関わるようになった過程について、既存文献および政府資料によって明らかにする。第二に、「炭素相殺事業」について、その概要を整理するとともに、参加企業の動向についてヒアリング調査を通じて明らかにする。調査対象は「炭素相殺事業」を担当している韓国林業振興院山林炭素認証センター担当者、および「炭素相殺事業」に参加する企業とする。以上を踏まえ、企業の「炭素相殺事業」への参加が企業のCSR活動としての森づくり活動に及ぼす影響と課題について考察する。

結果

戦後、韓国においては、主に政府の主導で森林整備・管理が行われてきたが、1984年の(株)ユハン・キンバリーによる「われらの川と山を青く青くキャンペーン(以下、KKG)」において、「企業の直接事業」による森づくり活動が実施されたことをきっかけに、森づくりにおける企業の役割に対する関心が高まった。その後、1997年のIMF(金融危機)による都市部の失業問題と農山村の担い手不足問題の代案として、KKG活動を基盤とした「生命の森づくり国民運動」が1998年に発足した。また、2007年の「文化遺産と自然環境資産に関する国民信託法」の施行、およびこの下での「特殊法人自然環境国民信託」の設立によって、企業は「協力事業」として森づくりに参加できるようになった。さらに、「炭素相殺事業」において、企業の参加は企業と国・自治体・公共機関が協力する「共同事業」として位置づけられ、より一層促進されることになった。しかしながら、その「参加」の多くは「資金的な協力」という段階に留まっている。企業の参加の量的な拡大のみならず、地域社会への貢献など、CSR活動としての質の向上が課題となっている。

引用文献

- (1) 全国経済連合会『企業・企業財団社会貢献白書』, 2009年(韓国語)
- (2) 金才賢「企業が森を探す理由は何か」『樹と森』, 冬号, 2014年, 18頁~23頁(韓国語)

(連絡先: 曹 禎敏 t020002@center.wakayama-u.ac.jp)

尾瀬国立公園の施設整備・管理における取り組みと課題 —木道、トイレ、ビジターセンターを事例に—

○趙 楊然（東大）・古井戸 宏通（東大）・柴崎 茂光（歴博）

はじめに

統計システムの枠組みである自然資源勘定を用いて、環境資源と経済の相互関係を把握する研究がある。森林レクリエーション管理に関して「森林資源勘定」研究が90年代からいくつか実施されてきたが、国立公園に限定した研究は見当たらない。土屋ら（1997）は日本の地域制国立公園において、「様々な事実上の管理主体が公園内に併存する」ため、「その実態把握や相互比較は非常に難しかった」と指摘した。本報告は尾瀬国立公園を対象に、森林資源勘定の作成を通じ、国立公園の施設整備・管理における取り組みを分析する。

調査方法

尾瀬国立公園において、木道、トイレとビジターセンターの設置・整備・管理事業を中心に、環境省、福島県、群馬県、東京パワーテクノロジー株式会社尾瀬林業事業所と檜枝岐村へ聞き取り調査を実施した。

結果

木道は、管理主体自身の支出による整備に加え、環境省から自治体への補助金支出もある。トイレについて、基本的には設置者が管理費用を支出しているほか、利用者の

表 尾瀬国立公園の施設整備・管理のための資金調達（2014～2017年度）

単位：万円

	管理者							
	国 ^{注1}	福島県	群馬県	檜枝岐村	南会津町	長蔵小屋	対家計民間非営利組織	企業
国 ^{注1}	12000+Y	1500+Y	—	150+Y	Y ₄	Z ₁	—	—
福島県 ^{注2}	—	1850+Y	—	—	—	Z ₂	—	—
群馬県 ^{注3}	—	—	—	—	—	—	1800+Y	—
檜枝岐村 ^{注4}	—	—	—	450+Y	—	—	—	—
南会津町 ^{注5}	—	—	—	—	Y ₈	—	—	—
長蔵小屋 ^{注6}	—	—	—	—	—	Z ₃	—	—
対家計民間非営利組織 ^{注7}	—	—	—	—	—	—	—	—
企業 ^{注8}	—	—	—	—	—	—	—	Y ₉
利用者 ^{注9}	Y ₁₀	Y ₁₁	—	151+Y ₂	—	—	1200+Y ₃	Y ₁₄

トイレチップがかなりの割合を占めている。火災で損壊した沼尻トイレの再建事業には環境省と県が補助金を支出した。ビジターセンターは設置者の環境省と群馬県の支出により管理されている。大石ら（1995）と土屋ら（1997）が指摘したように、尾瀬においても、公的部門のデータ収集は比較的容易だが、民間セクターの把握に課題を残している。

引用文献

- (1)大石康彦ら「森林資源勘定の作成に関する研究（IV）：施設利用型・自然利用型森林レクリエーションのサテライト勘定の検討」『日林論』Vol. 106. 1995年. pp. 571～574
- (2)土屋俊幸ら「レクリエーション管理に関する森林資源勘定の作成」『岩手大学農学部演習林報告』Vol. 28. 1997年. pp. 41～52

（連絡先：趙 楊然 zhao@fr.a.u-tokyo.ac.jp）

国立公園管理における自然ガイドの役割 —日光国立公園奥日光地域を事例に—

○伊丹 公一・土屋 俊幸（東京農工大学大学院）

はじめに

国立公園は自然公園法に基づき、優れた自然風景地を保護すると同時に、利用の促進を図ることを目的に土地利用に公用制限（保護の観点からの規制）を課す地域制を採用している。地域制の国立公園では、土地所有者をはじめとする様々な利害関係者との調整連携が欠かせない。日本の国立公園を管理する自然保護官の人数は、他国の地域制国立公園で管理している職員数と比較しても少ない。また、日本の国立公園の自然保護官の業務の多くが許認可に関するもので、現場のモニタリングや利用者の指導といった活動に時間を多く割けない現状となっているため、管理地域の状況を正確に把握した上で、管理の方針を決定し、実行することが難しくなっている。こうしたことから、自然保護官以外の利害関係者による公園管理が重要となる。その中で注目されるのが、現場に近い自然ガイドである。自然ガイドは、現場の状況を一番理解していると考えられるため、国立公園管理に関して重要な役割を持つ可能性が推定される。しかし、国立公園管理における自然ガイドの役割については明らかになっていない。

研究目的と調査方法

本研究では、自然ガイドは国立公園管理に民間の立場から中心的に担う役割を果たすと考え、自然ガイドの活動実態から国立公園管理にどのように貢献しているのか、またはどのように貢献する可能性があるのかを検討する。調査地は日光国立公園奥日光地域を対象とした。選定理由は、以下の3点である。①資源の普遍性が高いこと（自然・観光資源として火山性山岳を含む地域）。②首都圏からアクセス良好であり、利用が盛んであること。③国立公園満喫プロジェクト（以下、満喫プロジェクト）のモデル国立公園として選定されたこと。調査方法は、文献・資料調査のほか聞き取り調査を2017年10月、2018年7月、9月～10月に自然ガイド10人に対して実施した。

結果と考察

1) 自然ガイドとしての国立公園管理への直接または間接的な主な関わり方は、①利用者の指導、②利用サービスの提供、③現場の情報提供を活かした利用施設の補修等、④会議での意見や要望の発言の4つだ。なお、自然ガイド以外の様々な経歴から、この4つ以外にも関わりがあることがわかった。2) 自然ガイドの経歴や顧客層の違いにより行政に求めるものに差が見られた。3) 満喫プロジェクト関連をはじめとした国立公園管理において環境省と自然ガイドの認識に差があり、自然ガイドが要望を伝えても反映されていないという意見が多かった。4) 日光自然ガイド連絡会に所属している自然ガイド同士の意思統一が難しく、ガイドの組織化や認定資格制度には賛成意見が多数を占めるが、そのあり方が明確になっていない。5) 今後は、現場の要望と環境省の認識の差を改善するために、国立公園管理に貢献している自然ガイドの意見が反映される仕組みを検討することが重要と考えられる。

（連絡先：伊丹 公一 s170275u@st. go. tuat. ac. jp）

都市近郊林の開発問題と保全運動 —狭山丘陵の墓地開発計画を事例として—

○山田 春風・土屋 俊幸（東農工大院）

はじめに

人口が都市に集中する日本において、都市近郊林は都市住民や地域住民にとって身近に自然を体験する場としての役割が期待され、また生物多様性保全の観点からも重要な役割を果たしている。そのため都市近郊林保全を目的として現在まで様々な制度化がなされ、保全が進められてきた。

一方で、東京圏では人口集中により未だに開発の問題が後を絶たない。こうした開発に対し地域住民は開発反対運動を行ってきた。しかし、都市近郊林の開発反対運動に着目しその果たす役割や運動の抱える課題に着目した研究はほとんどなく、蓄積が必要である。さらに近年、墓地開発計画はその墓地需要から都市近郊林で発生しており、課題の解決が急がれている。本研究では、東京都と埼玉県に跨る狭山丘陵の墓地開発計画（以下、開発計画）とそれに関する地域住民の開発反対運動に着目し、保全運動の果たす役割と課題を明らかにし考察することを目的とする。

調査方法

調査対象地として狭山丘陵を選定した。

狭山丘陵は首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域に指定され、かつ環境省が選定した「重要里地里山」に指定されており、生物多様性保全上重要な役割を果たす地域であることが選定理由である。調査対象地は東京都東大和市（以下、市）の芋窪緑地とした。芋窪緑地は東京都（以下、都）により丘陵地公園として整備が進められる予定の地域であり、トウキョウサンショウウオやオオタカなどの生息が確認される地域でもある。現在、対象地は公益財団法人トトロのふるさと基金（以下、基金）によって買い取られ、保全されている。調査方法としては文献・資料調査、聞き取り調査を用いた。聞き取り調査は2018年7月～10月にかけて実施した。

結果と考察

芋窪緑地における墓地開発反対運動（以下、墓地反対運動）においては開発計画浮上後に速やかにのぼりの立てかけなどで周囲に明確に反対の意思表示をし、市や基金に対して墓地反対運動のメンバーが直接足を運び状況を説明するなどの素早い対応を行っていた。こうした取り組みが市と基金による接触が図られる契機になり、最終的な基金による土地取得に繋がっていたことから、墓地反対運動は芋窪緑地を保全する際に重要な役割を果たしていたことが分かった。

一方で墓地反対運動単独では、開発計画を止めることはできても芋窪緑地の保全は成し遂げられず、基金や市の関わりがあってはじめて芋窪緑地の保全に至ることが出来たと考えられ、都や市など地方公共団体、あるいは基金のような都市近郊林を保全する目的で土地を取得できる団体の存在とそれらとの緊密な協力・連携が、開発反対運動による都市近郊林保全の可能性を高めることになると考えられる。

（連絡先：山田 春風 s178337x@st. go. tuat. ac. jp）

森林組合法下の「信託事業」の課題と森林信託の可能性 －伊万里木材市場の取組みとの比較から－

○大塚生美（森林総研東北）

研究目的と方法

2008年、森林信託の商品化に向けて独自の調査を実施していた大手金融機関2行の当時の結論は、信託商品としての基準を満たさないというものであった。その理由は、主に、①林業のキャッシュフロー確保が不透明、②協同する専門家・機関の不足感、③不動産の物的状況、権利態様が不安定、の3つである。これらの問題は、林政学や林業経済学を主たる研究領域とする者にとって周知のことであるが、信託商品化の観点からも近代化の遅れとして指摘されたと言える。こうした中、近年、30年間、40年間といった経営信託ともいえる長期施業受委託の事例、森林組合による森林信託制度を活用した事例、森林を対象に家族信託を介在させた事例も見られるようになってきている。そこで、本論では、森林法の流れをくむ森林組合法下の森林信託制度と森林の信託化を進める伊万里木材市場の事例との比較から、森林信託の可能性に接近した。

研究結果

我が国の森林の法制度における信託の用語は、森林組合の信託事業が規定されている森林組合法第9条の3になる。我が国では、林業の法制度は農業を手本にしたものが多い中、森林組合による信託の制度ができるのは1951年（昭和26年）のことで、歴史的には農業より古い。森林組合制度は、1951年の森林法改正までは森林法の中にあっただが、産業としての林業の担い手でもある森林組合の制度を、いわゆる規制法である森林法に置くのはいかがかという議論や、森林組合自らも独立した法律を望んだことから、森林法から独立した森林組合法が制定された。1978年（昭和53年）の森林組合法の全面的見直し段階では、信託事業の事例が無く、廃止の案も浮上したが、森林組合による作業や経営の受委託がより強固な「森林経営信託」が引き続き残された^①。森林組合法では、第9条に続き、「信託規程」（第10条）ならびに「信託法の特例」（第11条～第14条）が規定されている。信託規程には、「森林組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない（第10条の1）、信託事業の実施方法及び信託契約に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない（第10条の2）」と定められている。1978年以降、森林組合による信託事業は、数例の事例はあるが、森林信託は大きな進展をみなかった。その背景には、森林組合法下の信託規定では受益者の権限が制約されていることにもよるが、「森林経営信託規程」（昭和53年7月26日53林野組第143号林野庁長官通知）の存在が大きい。本論では、「森林経営信託規程」の中で、森林組合が信託事業に取り組む上で制約となっている事項と、森林信託化を進める伊万里木材市場がそれらの制約を如何に克服しようとしているかについて報告する。

引用文献：(1)小畑勝裕(1984)土地信託研究シリーズNo.4 森林信託について、地域社会研究センター、ちなみに、同No.8では農地信託が特集されている。

謝辞：本研究は、JSPS 科研費 JP24580238（研究代表：餅田治之）、JSPS 科研費 JP24580237（研究代表：大塚生美）の成果の一部である。

（連絡先：大塚生美 raiha@theia.ocn.ne.jp, iotsuka@ffpri.affrc.go.jp）

文化遺産から自然満喫への道 日光国立公園の国立公園満喫プロジェクトの実施過程と課題

○李玄煜（筑波大院生資）、平野悠一郎（森林総研）

研究背景と目的

2016年から始まった「国立公園満喫プロジェクト」は、内閣府による「明日の日本を支える観光ビジョン」の策定を直接の契機として、全国8つの先導モデルとなる国立公園を選んで、集中的に海外からのインバウンド観光客の増加を図る取り組みを実施するというものだった。日光国立公園は、この先導モデルの一つに選定され、環境省と栃木県をはじめとして、官庁や自治体等との連携により、様々な施策が展開されている。しかし、地域制国立公園としての性格を引き継ぐ形で、今回の満喫プロジェクトにおいても、地域の関係主体の多様な利害・立場が反映される形となっている。満喫プロジェクトは、こうした国のビジョンと地域の立場が合わさる形で実施されており、本研究では、その経緯と関係者の構図を明らかにしたい。

調査方法

日光国立公園における満喫プロジェクトの主要な推進主体である、環境省・国立公園管理事務所、および栃木県庁を基点に、スノーボールサンプルの方式で代表的な関係者を把握し、それぞれに対面式の聞き取り調査を行った。すなわち、上記3者に加えて、国立公園内の市町、鉄道会社、自然体験のガイド業者等であるが、今回の報告は、公的機関のみに着目した形で行う。

結論と考察

日光国立公園満喫プロジェクトの先導モデルへの選定と具体的な計画策定に際しては、当初、栃木県庁が主要な役割を果たしていた。栃木県庁では、従来から日光国立公園における「保全利用のバランス」、「観光客の長期滞在化」、「現地での観光消費額の増加」を模索しており、この観点から積極的に満喫プロジェクトへの参画を推し進め、選定後も「ステップアッププログラム2020」の策定を主導すると共に、地域協議会の運営を日光国立公園管理事務所と担っている。

一方、満喫プロジェクトへの参画と実施をめぐる、関連市町を含めた各エリアの立場と思惑は異なっていた。まず、日光市としては、以前からインバウンド観光客へのPRに力を注いでおり、それをサポートするものとして満喫プロジェクトを捉えている。しかし、市内でも、東照宮等の二社一寺エリアは、既に多くの国内外の観光客を受け入れており、既存のインバウンド観光客への対応の強化に力が注がれている。一方、中禅寺湖・奥日光エリアでは、地域活性化や自然満喫の観点から、満喫プロジェクトに関する様々な取り組みが、日光市、栃木県、環境省の手によって行われつつある。また、これまでにインバウンド観光客が多くなかった那須町では、満喫プロジェクトに対して大きな期待が寄せられる反面、矢板市や那須塩原市では、海外からの訪問者増加への対応が十分にできないといった懸念も見られる。

加えて、各自治体・エリアにおいては、満喫プロジェクトを契機として、自然体験をもたらすアウトドア・アクティビティをはじめ、農山村の文化・生活体験等の新しいコンテンツが現れているとの指摘が見られた。また、こうした事業を規格化して推進し、観光客の長期滞在を実現するにあたっては、広域連携の必要があると考えられており、それらが今後の課題ともなっている。

（連絡先：李 玄煜 lyyouxinn@yahoo.co.jp）

吉野林業における山守制度の展開過程と新たな取り組み

○永治和久(筑波大院生資)、興杓克久(筑波大生環)、泉英二(元愛媛大)

研究の目的

吉野林業地において森林管理の中心を担ってきた山守は、林業の採算性の悪化とそれに伴う林業活動の低下、後継者不足の問題等が生じている(井戸田、2005年)。この現状に対して、山守に森林管理を委託してきた村外大山林所有者は、作業道開設や新しいタイプの山守(以下、新山守)の養成といった新たな取り組みを始めた(泉、2015年)。山守制度が形骸化している中で、本研究では、山守制度の展開過程を整理し、特に山守の性質が変化したと考えられる戦後、吉野材高騰期の山守の性質を明らかにした。さらに、村外大山林所有者の作業道開設と新山守養成の取り組みの現状を明らかにした。これらを踏まえたうえで、吉野林業の展望について考察した。

研究の方法

本研究では、文献調査に加え、戦後の吉野材高騰期の山守の性質については、当時、山守として活動していた4名に2017年に聞き取り調査を行った。また、村外大山林所有者の取り組みについては、村外大山林所有者2名と新山守として活動が見込まれている2名に2017年に聞き取り調査を行った。

結果と考察

戦後高騰期において、当時の山守管理山林での施業のうち、間伐あるいは皆伐の決定は主に山守が担っていたが、大山林所有者で山守を大勢抱えているところでは、山守を統括する「しゅっと」(山番頭のこと)が山守の意見を聞き、最終的な決定を下していた。一方で、素材生産活動は、山守自身の所有山林での素材生産や、山守管理山林以外の山林での立木買いが多いことが分かった。

次に、山守は山林所有者から管理を委託されている山林の立木を優先的に購入することが可能であるが、立木の購入価格は山林所有者と市場価格を参考とした交渉によって決定したことが分かった。このことから、取引において両者は対等な関係を持っていたことが示唆される。

大規模な村外山林所有者の新山守養成の取り組みに関しては、聞き取り調査を行ったT家において、山守の消滅や直営の難しさから山守のような村内在住の森林管理の担い手が必要と考え、2015年以降、A家において新山守の養成に関する取り組みが始まった。まだ構想の段階であるが、U・Iターンで半林半X型や家族経営の形で自伐型林業をやりたいという人をT家の経営する林業会社で受け入れ、自立経営として独立するまでの支援を行うというものであった。現段階では、2名が新山守として今後活動を行っていくと見込まれている。

引用文献

- (1) 井戸田祐子「奈良県川上村における山守の実態」『森林計画誌』39(2)、2015年、164～166頁
- (2) 泉英二「吉野林業における自伐化の進展状況とその意味すること」『国民と森林』133、2015年、8～9頁

(連絡先：永治 和久 s1821131@s.tsukuba.ac.jp)

『島田錦蔵日記』を読む
- 占領期日本林業・林政とライフコース分析 -

○山本伸幸(森林総研)

島田錦蔵(1903-1992)は、東京大学教授、東京農業大学教授、大日本山林会会長等を歴任した、昭和期を代表する林政学者の一人である。島田は東京都豊島区池袋の自宅が城北大空襲で被災した1945年4月13日から日記を書きはじめ、昭和が終わり平成を迎えた1989年12月31日まで、実に44年8ヶ月の間、書き続けた。

本報告では、私家版として出版された『島田錦蔵日記I 昭和二十年四月から二十五年三月』(以下、『日記』)を題材とする。『日記』には、被災後に島田が居を移した埼玉県北足立郡指扇村(現埼玉県さいたま市)とその後、戻った東京都豊島区池袋における、1945年4月13日から1950年3月31日の、ほぼ毎日の記録が綴られている。残念なことに、島田の妻美枝子の死去後、日記の現物は失われた。したがって、『日記』だけが現存する。

『日記』は、島田自身が「生活記録」と書くとおり、多くの記述は簡素で、メモ程度のものも多い。それでも、戦後の混乱の中、劣悪な交通事情を押して、島田が精力的にこなした校務、出張、調査、様々な政府委員会などの仕事に関係した記述のほか、家族や地域社会、農作業記録など、日々の暮らしの様子が書かれており、貴重な記録史料となっている。

本報告で用いる、歴史社会学のライフコース分析は、農村社会学における農家の生活史研究のように、人の生涯に見られる周期性に着目したライフサイクル分析とは異なり、人の生涯を歴史の文脈に位置づけ、社会経済からの影響を重視することが特徴とされる。

老若様々の互いに異なる生年の人間同士が、同時代に共存することによって社会関係が生じる。人の生死によって社会の構成員は常に入れ替わり、過去の影響を受けつつ、社会関係は変動する。ライフコース分析はコーホートをマクロの社会動態とミクロの人間行動の相互連関をつなぐキー概念として、個人の一生を歴史の中に観察し、その社会関係の変動との関係を描くことで、社会の動態の解明を目指す。

これまで占領期日本林業・林政研究には、倉田(1956)、林野共済会編(1957)、松下(1999)、大田(2011)などがある。1939年と1951年の2つの森林法を繋ぎ、また、戦後日本林業・林政の起点として重要である割に、占領期研究は多くはない。本報告では、戦争最末期から占領期後半までの林政学者島田錦蔵の日々が綴られた『日記』を題材に、歴史社会学のライフコース分析の視角を取り入れて、占領期日本林業・林政の断片を掬い上げたい。

引用文献

- 倉田吉雄(1956)「被占領下における林業行政の概要」『レファレンス』、70: pp.24-51
 松下幸司(1999)『GHQ 日本占領史 43 林業』、日本図書センター
 大田伊久夫(2011)「過去からの警告: 1947年 GHQ フォレスターによる国有林の未来予想」、日本森林学会誌、93: pp.88-98
 林野共済会編(1957)『民有林戦後10年略史』、林野共済会
 島田錦蔵(1997)『島田錦蔵日記I 昭和二十年四月から二十五年三月』、私家版
 (連絡先: 山本伸幸 n.yamamoto@affrc.go.jp)

日本帝国による森林管理の量的把握

○竹本 太郎（農工大院）

はじめに：背景、目的、方法

環境保護主義の源流を帝国の森林管理に見出そうとする研究（Guha1999、Barton2012）が脚光を浴びるなど、イギリス帝国をはじめとする帝国の森林管理への注目が集まり（Sivaramakrishnan1999、水野 2006）、Bennet(2016)は植林と保護地域という「保全モデル」を提示してグローバルな近代史をまとめた。日本帝国の森林管理については、研究が少ないと指摘しながら概論を試みた Morris-Suzuki(2013)があるものの、部分的に用いられた統計がミスリードとなる恐れがある。このような議論における日本帝国の森林管理の位置を知るためには、たしかに質的な調査が有効であるが、時間的、空間的に限定された資料によるミスリードを避けるため、まずはマクロ的な量的推移を把握する必要がある。

そこで、本報告では、まず日本帝国の領土を、植民地（台湾、南樺太、朝鮮半島）、半植民地（北海道）、内地に区分し、次に、林野面積、所有別面積、保安林面積の推移をそれぞれの地域で把握した。その際に、単位は、たとえば台湾の面積は「甲」という単位で統計が取られているが、このような違いを ha に換算して統一した。期間は、統計が安定してくる 1912 年から、戦争の影響で不安定になりはじめる 1942 年までに設定し、3 年おきで数値を拾った。

結果と考察

林野面積 林野面積は森林と原野に区分することで内実が見える。内地は原野面積が逡減し 1933 年に森林面積が 150 万 ha になる。北海道は動きが少なく、台湾は大正末期から統計が安定し、森林面積は逡減する。朝鮮半島だけ森林面積を被覆率 30%以上と 10-30%に区分した推移を追跡でき、30%以上が増加する。南樺太は森林の減少が比較的激しい。

所有別面積 所有別面積は国有、公有、私有に区分する。内地は私有が逡増するが、動きは小さい。北海道は国有が 400 万 ha 以上を確保するが、やはり私有が逡増する。台湾は北海道以上に国有が占める割合が高いが公有は殆どない。朝鮮半島は時間をかけて国有が私有に転換され、1930 年以降は割合が内地に似てくる。南樺太はすべて国有林野である。

保安林面積 保安林面積は水源涵養、土砂防備、風致、そのほかに区分した。内地は水源涵養は 450 万 ha ほどで変化しないが土砂防備が 40 万から 80 万 ha へ倍増する。一方、北海道はほとんどが水源涵養で 1930 年に全体で 70 万 ha 近くに達する。台湾は増加率が大きく、最終的には林野面積の 10%以上が指定される。朝鮮半島も台湾同様に増加率が大きい。最終的な指定率は 3%程度に留まる。水源涵養の割合が大きい台湾に対して、朝鮮は殆どが土砂防備で他と比較すると風致も目立つ。南樺太には保安林が殆ど指定されなかった。

明らかに収奪的な南樺太を除けば、それぞれの地域で必要とされた森林管理が統計に出ていると考えられる。植生は異なるものの北海道と台湾に全体的な類似があり、朝鮮半島は森林率や、所有割合が内地に近づいたといえる。

（連絡先：竹本 太郎 take@go.tuat.ac.jp）

大正世代による高度成長期の林野利用 — 栃木県那須烏山市大木須「長山家日誌」より —

○角谷 黎（宇大院農）・山本 美穂・林 宇一（宇大農）

はじめに

高度成長期の拡大造林は、農用林を軸とした農家の林野利用と農山村の森林景観に大きな変化を与えた。その当時植栽された針葉樹人工林が主伐期を迎えた現在、その造成の担い手であった大正・昭和一ケタ世代が農山村でどのように暮らしつつ林野を利用したのか、今日の針葉樹人工林が農家の営みのなかでどのように形成されたかを明らかにすることは、農山村の民有林管理のあり方を考える上で重要な意義を持つ。しかしながらこの世代が残した日誌等は、関係者の多くが存命中でプライバシー上の事情もあり、整った形で解読調査されることは少ないと考えられる。本研究は、旧葉タバコ産地・栃木県那須烏山市大木須の農家当主、故長山茂樹氏（1923年生）による農業日誌全30冊を材料にし、関係者の聞き取りも可能な条件下で上記課題に取り組む。

調査方法

農業日誌全30冊のうち、高度成長期に該当する1964年から1973年までの現存する日誌計6冊を解読し、関連文献の収集・整理および、関連人物への対面聞き取り調査を行った。当農業日誌は、その日の出来事を記載した日記部分と、農林作業毎、作業員毎に労働時間を記載した作業時間部分とで構成される。主として前者について事象の特定・確認を同地区在住者数名に、長山家構成員のライフコースについて故茂樹氏の長女と次女及び親戚者に対して対面調査を行った。後者については長山家各構成員、各季節の作業時間を定量化した。

結果

1960年代後半から1970年代初めにかけて、①広葉樹が針葉樹に転換される過程、②基幹作物である葉タバコ生産が大きく後退し農家経営が変化する過程、③家族構成員が減少していく過程を同時にとらえた。すなわち、①広葉樹が卓越した森林は、拡大造林によって針広割合が約一対一となった。葉タバコ生産に不可欠な広葉樹落葉採取のため重要な位置づけであった農用林としての林野利用は、葉タバコ生産衰退後、シイタケ原木として供され、針葉樹植栽後、林業の利用に変化した。当家では1969年まで針葉樹植栽の記載が確認され、木材価格の高騰下にあって針葉樹植栽には代替的、財産保持的な位置づけとしての期待感が伺える。1971年に第一次林業構造改善事業によりシイタケと木炭生産の推進、林道造成が行われた。②当地区最後の葉タバコ生産隆盛期で、化学肥料や農業機械の導入等によって農業構造も大きく変化した。家畜牛馬についての記載は1972年が最後である。1969年は隣村に存在した葉タバコ取扱所の廃止、1970年前後には米の生産調整による転作及び休耕田の増加が見られ、長山家では転作は行われず、賃労働の割合が増加した。③1960年代のうちに長山家は長女、次女が就職のため転出した。その後、息子の転出、母、妻、父の死を経て1995年には故茂樹氏の独居となった。2003年に住居は無住化した。2014年に古民家宿泊所として改修され、現在当地区の地域振興の核となっている。

（連絡先：角谷 黎 ma188501@cc.utsunomiya-u.ac.jp）

魚梁瀬森林鉄道敷設による山村の近代化の一側面 -女性の労働に注目して-

○赤池 慎吾（高知大学）、岩佐光広（高知大学）

背景と目的

森林鉄道は、近代日本の森林開発において重要な役割を担ってきた。森林鉄道を扱った研究には、運材技術の一形態と捉え、近世技術との連続性を分析した研究（脇野 2006）、国有林経営との関係を分析した研究（矢部 2018）のほか、森林鉄道と住民生活に関する多数の郷土史研究・愛好家による報告がある。これら先行研究は共通して、森林鉄道とそれに関連した仕事を成人男性が関わる領域においてのみ捉えてきた。しかし、高知県東部に敷設された魚梁瀬森林鉄道に関わるインタビュー調査を通じて、女性や子どももまた森林鉄道に様々な形で関わってきたことが明らかになってきた。本研究



写真：保線作業に従事する女性

では、森林鉄道に関連した女性の仕事に焦点を置くことで、これまで光が当てられてこなかった森林鉄道が地域社会の産業史・生活史に及ぼした影響の一側面を示したい。

調査方法

本調査は、中芸地区魚梁瀬森林鉄道を保存・活用する会の協力を得て、魚梁瀬森林鉄道（開設 1915 年～廃線 1963 年）と関わった経験をもつ地域住民や営林署関係者を対象に、36 名に対面インタビューを行った。本発表では、そのなかでも、森林鉄道と関連した仕事に従事した経験をもつ女性（13 人、平均年齢 77.5 歳）のオーラルヒストリーを中心に取り上げる。また調査の一環として、関連した写真や国有林関係資料の収集も行っており、それらをオーラルヒストリーを補完するための資料として取り上げる。

結果と考察

調査を通じて、森林鉄道の敷設と稼働は、土木作業員、トロ乗り、連絡所員、電話交換手、保線手といった多様な仕事を地域社会に創出しており、そのなかには、当時の女性にとって重要な社会的意義をもった仕事があることがわかってきた。たとえば保線手（呼称「修繕」）である。男性区長（男性）と作業員（女性）6 人一組となり、専門工具を使って除草作業、レール角度調整、枕木・レール交換等を行う仕事で、その給与は造林作業（女）より安い、勤務時間は短い（朝 7 時～5 時）。注目すべきは、採用にあたっては夫に先立たれた地元在住の女性が優先され、低賃金ながら救済的な雇用の場と位置づけられていた点である。森林鉄道の敷設と稼働が創出した仕事は、当地域において新たな社会的セーフティネットとしても機能していたのである。

参考文献

- 脇野博『日本林業技術史の研究』清文堂出版, 2006 年.
 矢部三雄「津軽森林鉄道導入の背景と国有林経営における青森ヒバの位置に関する考察」『林業経済』Vol. 71(2), 2018 年, 1-16 頁.

(連絡先：赤池慎吾 akaike@kochi-u.ac.jp)

UNFCCC-REDD+枠組み形成プロセスの分析

○藤崎泰治（九大）、百村帝彦（九大）、山ノ下麻木乃（IGES）

はじめに

2015年にUNFCCC-COPで合意されたパリ協定に位置づけられたREDD+は、50カ国にも及ぶ途上国の森林に関する政策潮流となり、過去の国際的なイニシアティブにはない規模で広がりを見せている。REDD+は、これまで途上国が中央政府、地方自治体、企業、コミュニティ等の資源として管理・利用していた森林を、地球規模の気候変動問題と結び付け、森林減少・劣化を防止することを目的に構築された国際的な枠組みである。一方で、森林減少・劣化の原因は途上国の政策、経済開発と深く結びつき、その要因は農業開発、土地利用計画、土地の所有権と多岐にわたり、森林は先住民や地域住民の生計、生物多様性の保全といった課題とも不可分である。このような問題意識に基づき、REDD+には、関連アクターが参加し意見を反映できる参加型ガバナンスが不可欠だと考える。

本研究では、UNFCCC-REDD+の形成プロセスを対象に、関与したアクターと役割を明らかにし、参加の視点から構築された枠組みを考察する。分析のための情報収集は、UNFCCC合意文書、交渉に関する報告書、UNFCCC-COPでの観察、および参加者への聞き取り調査に基づく。

結果と考察

REDD+の枠組みは、各国の利害関係を代表する政府代表団によるコンセンサス方式を通じて決定された。二国間・多国間援助機関、NGO、先住民グループ等の関連アクターの参加は、限定的であるがオブザーバーやサブミッションという形でその形成プロセスに組み込まれた。また、REDD+自主的会合等、多様な関連アクターが参加できる対話プロセスも構築された。

このようなプロセスを通じて構築されたREDD+の枠組みでは、評価される結果（森林炭素）と領域（森林減少、劣化、森林保全等）が確定し、結果の評価方法（MRV）、実施の原則（社会・環境セーフガード等）、途上国に対するインセンティブ（結果に基づく支払い）とそれに至るプロセスと情報公開等の条件が定められた。一方で、森林減少・劣化対策やセーフガードの取り組み、非炭素便益、利益分配等の政策事項についてはREDD+国家戦略を通じて途上国政府が各々決定することとなり、途上国の意思決定が重視されていると見ることができる。さらに、国（中間的に準国）レベルをREDD+のスケールとし、フェーズドアプローチの概念や結果に基づく支払いを制度化することで、先進国や多国間機関が途上国政府に協力して森林を保全するための構造が示された。

REDD+の枠組みは、UNFCCCの国際レベルにおいて、各国間の交渉による水平的意思決定を基軸に、非政府アクターが関与できる参加型プロセスを取り入れて構築されたと言える。そして、その枠組みの中に、参加がセーフガードとして制度化された。一方で、REDD+の実施において、どの関連アクターがどのように参加するかは、途上国政府や援助機関の方針に大きく左右されることとなった。

（連絡先：藤崎 泰治 taiji.fujisaki@gmail.com）

途上国の森林開発分野での紛争解決手続き

○相楽美穂（跡見学園女子大）

世界各地での内戦や紛争は、鉱物資源や木材といった天然資源と密接に関係している場合がある。内戦に関しては、採取した木材を含む天然資源を採取し、それを資金源とすることで、武装集団がその勢力を維持し、内戦が長期化する場合も指摘されている。森林分野の紛争に関しては、鉱山開発や商品として価値の高い木材の採取、森林皆伐後の農園・造林・牧場の造成、自然保護区の設定などの過程で、森林に住む人々との紛争・対立が各地で発生し続けている。今後、パームオイル、牛肉、バイオマス燃料等、森林開発に由来する製品の需要増加が続き、農園・造林等の面積の拡大が続くならば、紛争はさらに増加する恐れがある。また、森林面積の減少に伴い、開発のすすんでいない森林を保護区とする動きがすすめば、その過程でも紛争がさらに頻発する可能性がある。

森林開発、森林減少を伴っている内戦や紛争の増加は、内戦・紛争の当事者である、権利を侵害された、森林に住む人々の増加を意味する。森林開発等の恩恵を受けている側の責任として、こうした内戦や紛争の被害者を減らす方策はどのようなものかについて問うていかなければならない。本報告では、近年の森林開発に関わる紛争について、特に紛争当事者のタイプに着目して、その特徴を明らかにする。さらに、それらの紛争を解決するための既存の取り組みや考え方を整理することを目的とする。

まず、森林資源や森林開発に関わる内戦や紛争のメカニズムを概観する。そのうえで、紛争にのみ照準を定め、とくにマレーシアおよびインドネシアの事例を取り上げて、紛争当事者のタイプや紛争の内容、既存の解決策をめぐる考え方やその傾向を整理する。その際、特に、訴えられる側である木材伐採や森林開発の組織に関する特徴を、この20年ほどのあいだの開発組織の変化も含めてみていくこととする。また、紛争を解決するための手続きについてこれまでの考え方を整理する際には、被害を受けそれを訴える側に着目し、先住民族の被害と、開発移民の被害とを分ける必要がある点に触れることとする。

（連絡先： 相楽 美穂 sagaragef@gmail.com）

Comparative Analysis of Indonesia's Mangrove Policy at National and Regional Level -An Experience from BlueCARES Project for Governance of Blue Carbon Ecosystem-

○Kevin Muhamad Lukman(Tohoku Univ.) • Kajima Shuichiro(Tohoku Univ.)

Kakinuma Kaoru(Tohoku Univ.) • Uchiyama Yuta(Tohoku Univ.) • Kohsaka Ryo(Tohoku Univ.)

I. Introduction

Mangrove deforestation has been longstanding global concern despite their multiple environmental roles for recreation to carbon sequestration. Indonesia is a country with large number of mangrove forest ecosystem has lost about 48,025 ha mangrove between the periods of 2000-2012 (1). Various policies have been issued and implemented to conserve mangrove, one of it is the spatial plan policy, which governs area planning as well as conservation area. The goal of the study is to examine the unexplored domain of spatial plan policy and how mangrove's role are discussed inside the policy. The research focus is spatial policy content at the province level in Indonesia and their correspondence with the mangrove forest ecosystem.

II. Method

The spatial plan policies from 27 provinces that were publicly accessed were analyzed using content analysis to identify several topics that related with the mangrove ecosystem. Through observation of the spatial plan policy, we found 9 following topics; *research and education*, *tourism*, *disaster prevention*, *environment support*, *fish nursery*, *aquaculture*, *prohibited activity*, *reforestation*, and *carbon storage*. Using relevant keywords, the provinces are analyzed to be grouped based on their discussion of mangrove.

III. Results and Discussion

Based on the result of analysis, most Indonesia's provinces, 21 from 27 analyzed, have *prohibited activity* topic discussed inside their spatial plan policy content, which is related with mangrove's status as protected area. With effort to conserve mangrove through political instruments of protected areas has contributed to prevent losses and emissions of carbon from mangroves (2). Other topics which is quite commonly discussed in spatial plan policy are *tourism* (20 prov.), *research and education* (17 prov.), *disaster prevention* (15 prov.), and *reforestation* (12 prov.). Multiple role of mangroves in coastal area is well recognized in Indonesia, thus it requires attempt of rehabilitation (3). Other topics, such as *carbon storage*, is still relatively low discussed in spatial plan, only 2 provinces include the topic. Future policy direction might consider the still lacking environment support aspect of mangrove, such as blue carbon and fisheries support, which is still rarely discussed in the spatial plan, to improve the conservation effort in Indonesia.

IV. References

- (1) Richards, D.R., Friess, D.A. (2016) Rates and drivers of mangrove deforestation in Southeast Asia, 2000-2012. PNAS 113, 344-349.
 - (2) Miteva, D.A., Murray, B.C., Pattanayak, S.K. (2015) Do protected areas reduce blue carbon emissions? A quasi-experimental evaluation of mangroves in Indonesia. Ecological Economics 119, 127-135.
 - (3) Kusmana, C. (2013) Distribution and Current Status of Mangrove Forests in Indonesia. Mangrove Ecosystems of Asia, 37-6.
- (Contact: Kevin Muhamad Lukman. kevin.muhamad.lukman@gmail.com)

ボルネオ島中央部生態系保全へのSDG等国際枠組みの活用 —参加原則に関するインドネシアおよびマレーシアの比較検討—

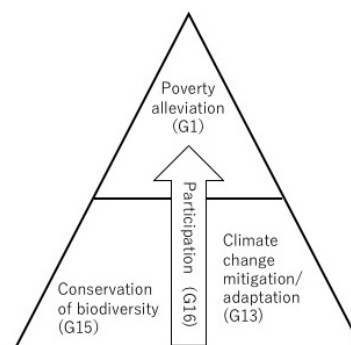
○井上真・藤井紘司・角田一樹(早稲田大)・
寺内大左(東洋大)・大久保規子(大阪大)

はじめに

ボルネオ島中央部 (HoB) は世界の生物多様性ホットスポットの一つである。WWF のイニシアティブにより、2007年2月に三カ国の担当大臣がHoB保全に関する文書に署名した。それを受けて各国が実施してきたHoB保全策の現状と課題を明らかにするため、インドネシア側を中心に先住民の生計実態と政策を繋ぐ研究プロジェクト [科研・基盤(A)] を組織した。本報告では、その成果の一部を報告する。本報告では、インドネシア・北カリマンタン州のカヤン・ムンタラン国立公園 (KM) とマレーシア・サバ州のキナバル国立公園 (KB) を対象とし、国際枠組みを活用して国立公園管理のガバナンスを参加の側面で評価するとともに、国際枠組みの意義・限界を検討する。

研究枠組み

森林政策の三つの重要な側面をSDGs枠組みに当てはめると、気候政策 (G13)、生物多様性保全 (G15)、地域振興・貧困削減 (G1) となる。この三側面の基盤として参加 (G16) を位置づけ本研究枠組みとした (右図)。



調査結果:

	参加の法的枠組	現場での参加実態/森林利用	住民の経済便益
インドネシア: KM 国立公園	環境民主主義指標 (EDI) はアジアで1位。法制度により参加が保証。	2002年より慣習法組織の代表や行政を含む協働管理会議により意思決定。村人と代表者とのギャップの可能性。/ 公園外で焼畑。公園内では沈香などNTFPの採集。	(1) 伝統利用ゾーンを設定し、NTFP採取。(2) 生態観光促進による収入(ガイド、舞踊、手工芸)の可能性。
マレーシア: KB 国立公園	キナバル国立公園規則 (1971) 及びサバ公園法(1984)に参加の規定なし。	境界画定時に異論が出た農地は「村人占有地」(30年間)。決定事項は立て看で掲示。無給の公園監視員 / 公園外で農業。公園内はホームステイ客のバックゲ用地として活用。	(1) 「村人占有地」での農業、及びNTFP採取。(2) 山岳ガイド。(3) 約半数世帯がホームステイ観光業を営みほぼ全ての世帯が自家用車を所有する村もある。

考察と結論

国際枠組みは個別事例を検討する際のチェックリストとして有効活用できる。国家法制度の差異はあるが、両事例とも現場レベルの柔軟な対応により参加は一定程度実現している。ただ、住民の経済便益は意思決定への参加と直結せず、周辺都市からのアクセスに影響される。かつて森林政策分野で議論になった住民参加の意義 (手段 or 目的) を再検討する必要がある。

(連絡先: 井上真 makinoue@waseda.jp)

東南アジアにおける小農主体型新興木材生産地形成の比較： インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイを中心に

○ 鮫島弘光 (IGES)・岩永青史 (森林総研)・御田成顕 (九州大学)・志賀薫 (森林総研)・藤原敬大 (九州大学)・早船真智 (森林総研)・山ノ下麻木乃 (IGES)・立花敏 (筑波大学)

はじめに

東南アジア諸国の森林の多くは国有であり、天然林択伐コンセッションや産業造林のライセンスを与えられた民間企業や公社によって木材生産が行われてきた。しかし各国で森林減少が進むとともに、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピンなど人口密度が比較的高く、国有林地内の森林資源が枯渇した国の一部の地域では、地域住民による早生樹植林と木材生産が広まり、原木供給源としての重要性を高めつつあり、その実態の理解が必要となっている。

調査方法

インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピンの農業統計、林業統計から、各国の用材樹種植林世帯数や面積、その主要な植栽樹種、年間木材生産量などについて、地理的な分布や変動を分析した。

結果と考察

用材樹種の栽培はインドネシアの特にジャワ島で最も広く行われており、各州の農業世帯の 3-5 割近くが行っていた。他の国でも用材樹種の栽培世帯率が特に高い地域が存在し、産地形成が進んでいた。タイとフィリピンでは過去 10 年間植栽農業世帯数に大きな変化は無かった一方、インドネシアとベトナムでは大きく増加していた。インドネシアのジャワ、他の 3 ヶ国では住民による木材生産が国内木材生産量の過半を占めるに至っていた。

国	用材樹種植林世帯／ 全農業世帯	主な植栽樹種：産地	木材生産量、用途
インドネシア	642 万／2613 万 (2013 年)	ファルカタ：ジャワ西、東部 チーク：ジャワ中部、スラ ウェシ、 マホガニー、アカシア、メリ ナ、カランプヤン	国内の年間消費量 6,000m ³ 以上の木材加工 工場で消費された木材全 量のうち、10%が住民によ って生産(2016 年)
ベトナム	11 万／858 万(2011 年)	ユーカリ、アカシア：北部 紅河デルタ周辺、中部	国産材の 8 割はチップ。他 にベニヤや家具の原料
タイ	10.9 万／591 万 他にゴム 118 万世帯 (2013 年)	ユーカリ：東北部、中部 チーク：北部 ゴム：南部、メコン川流域	ユーカリ：紙パルプの原料 ゴム：家具の原料
フィリピン	0.6 万／556 万(2012 年)	ファルカタ：ミンダナオ アカシア、メリナ、マホガニ ー	国内の木材生産量の 84% は私有林由来(2016 年)

(連絡先：鮫島弘光 samejima@iges.or.jp)

退耕還林政策による造林の実態に関する研究 —四川省達州市の事例から—

○瀋美晴（筑大院）・平野悠一郎（森林総研・筑大）・立花敏（筑大）

研究背景と目的

退耕還林政策は中国最大規模の森林造成を目的とした国家プロジェクトであり、自然環境と農村経済に大きな影響を与えてきた。第一期の退耕還林政策が1999年に本格的に始まり、2014年には国務院「新しい退耕還林・還草の総方針」に基づき、新一輪退耕還林が開始された。先行研究では第一期の影響や成果の把握、新一輪の造林実態を取り上げるに留まる。本研究は、中央政府からの画一的な政策方針が、末端の農村部でどのように実施・反映されてきたかを解明した上で、第一期（1999年以降）と新一輪（2014年以降）において退耕地の経営形態の変化とその要因、及び造林の担い手となった農家に与える影響を明らかにすることを目的とする。

研究方法

本研究は四川省達州市達州区平灘鎮（元平灘郷）を対象地とした。平灘鎮は達州市の東南部の丘陵地帯に位置し、傾斜25度以上にある農地も多く、第一期退耕還林と新一輪退耕還林の両方が実施された。筆者は、2018年8月に現地にて平灘林業ステーションの職員に聞き取り調査をした上で、その情報提供に基づき当地での退耕造林のパターンを把握すると共に各パターンを代表する18戸の農家世帯と1名の外部請負経営者を対象に質問票による聞き取り調査を行った。また、退耕還林と関連政策の方針・実施要領、退耕還林の実態に関する文献調査も行った。

結果と考察

平灘鎮では、第一期として2002年に農地1060ムー（1ムー＝0.0667ha）を退耕して生態林を、新一輪として2014年に農地1600ムーに経済林を造成した。末端での退耕地の割当に関して、平灘鎮では「村民小組」ごとに計画が立てられた。基本的に1997年の農地請負契約に明記された面積、境界線に基づき各農家へ退耕地が割り当てられたが、その後、各村民小組内部で退耕地・農地の交換や再割当が発生している。その後の平灘鎮での退耕地の経営パターンは表-1の通り変化した。2002年の国務院「退

表-1 平灘鎮における退耕地の経営パターン（調査対象から）

退耕時期	植林類型	参加戸数	経営方式・戸数
2002年	生態林（小 柏、メタセ コイア等）	12戸（その内、 7戸が新一輪に も参加した）	自宅経営・10戸
			集団経営・2戸
2014年	経済林（香 椿、柑橘 等）	13戸+外部経営 者1名	自宅経営・8戸
			他人に委託・4戸
			他人の退耕地を請負経営1戸+外部経営者1名

【出典：聞き取り調査より筆者作成】

耕還林の政策措置をより完全なものにすることについての若干意見」第6条では「退耕還林は生態林の造成を中心に、県を単位として造林の80%以上を生態林にする」という方針が明記されている。一方、2015年の四川省人民政府弁公庁「新一輪退耕還林・還草の実施に関する意見」第2条では、「新一輪退耕還林においては生態林の割合に関する制限が取り消され」、「農家の意向に基づき退耕還林のやり方と樹種を決める」という変化が見られた。これを契機に、新一輪で農家は経済林の造成によって収益を得られ、林地経営のモチベーションが上がった。これに加え、2008年以降の集団林権制度改革の実施により退耕地となった林地の権利（林権）の流動化が加速したことも、外部からの請負経営等、多様な経営パターンの形成を促した。

（連絡先：瀋 美晴 shenmeiqing1993@yahoo.co.jp）

保護地体系の重複管理の実態と観光運営による住民への影響 —中国剣門関観光景区における事例—

○許 思寒・百村 帝彦・御田 成顕（九大）

研究背景および目的

国民の観光への需要を満たすため、中国では1982年から観光景区（以下、景区）が設立されている。中国の経済発展とともに観光事業は発展し、2017年現在、中国全土の景区は約21万ヶ所、A級景区は約7000ヶ所、5A級景区は249ヶ所に達した。観光業の発展により、景区周辺に居住する地域住民の生活水準や教育水準が高まった事例が多くある一方、生活環境や伝統文化を悪化させる事例もあり、景区による地域住民の影響に関する先行研究が多く報告されている。四川省広元市に位置する剣門関観光景区は、豊富な森林資源、三国時代の蜀国文化や険しい蜀道で有名な景区である。この景区は1992年に設立されたが、2008年の四川大地震で施設等が大きく損壊した。その後2年をかけて再建事業が行われ、観光関連施設の修繕と増設が大幅に進んだ。整備後、観光客が急増し、2015年に5A級景区に格上げされた。このような剣門関観光景区の急速な観光化によって、短期間の間に地域住民が大きな影響を受けたと考えられる。そこで本研究では、剣門関観光景区を対象として、景区の発展が周辺地域住民の生活に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

研究方法

剣門関観光景区の管理に関し、景区管理事務所及び観光・森林行政機関から聞き取りを行い、景区の概況と周辺地域の住民に対する施策について整理した。その上で、剣門関観光景区の領域に含まれ、入場口が位置することから、急速な観光化の影響を最も受けたと考えられる志公村を調査村として選定した。そして、志公村の住民248世帯のうち、70世帯（28%）に対して、景区の運営が生計や生活環境に与えた影響について聞き取り調査を行った。現地調査は2018年2月および2018年9月に実施した。

結果と考察

剣門関観光景区の再建事業の際、緑化や道路建設のため志公村地域住民の一部の土地が収用され、収用された世帯に対して補償金と、土地補助政策として景区での雇用及び景区内での屋台経営権が優先的に与えられた。調査対象70世帯のうち44世帯（63%）が土地を収用されたが、そのうち39世帯が観光業に従事した。16世帯は、土地補助政策による景区雇用や景区内での屋台経営者といった新しい生計手段に従事していた。また、23世帯は国道沿いもしくは入園口に近いといった立地条件を活用し、補償金を元手とした農家楽経営やレストラン経営を行っている。これら世帯の生計手段は、従来の出稼ぎと農業から、観光業へと大きく変化し、農業への依存度は大きく減少した。一方、土地が収用されなかった世帯は、景区での雇用や屋台経営への従事機会がなく、元手と立地の面から農家楽やレストランの経営は行なっていなかった。これらの世帯は従前と相変わらず、出稼ぎ、農業と賃労働が主な生計手段であった。以上のように、剣門関観光景区の観光化により、土地が収用された一部の地域住民は新しい生活手段が得ることができ、中には出稼ぎに行かず、農村に残っていた子供の世話ができるようになり、生活が安定したという正の影響があった。しかし、このような影響は一部の地域住民に限られ、景区との関わりが少ない世帯は観光業の発展の恩恵をあまり受けず、生計手段は景区の発展前後と大きな変化は見られなかったことから、景区の発展による影響に偏りがあることが明らかになった。

（連絡先 許思寒 hancaixu@gmail.com）